

■ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律改正に伴う工事費内訳書に関するQ&A(R8.6.1)

番号	質問	回答
1	どの工事を対象としているのか。	建設工事に係るすべての競争入札案件を対象とします。
2	見積根拠資料に独自様式を使って問題ないか。	本市で使用している様式とします。
3	新たに記載することとなった「材料費、労務費及び以外公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するため不可欠な経費として国土交通令で定めるものその他の当該公共工事の施工のために必要な経費」は具体的にはどのようなものか。	1.材料費 2.労務費 3.法定福利費 4.建設業退職金共済契約に係る掛金 5.安全衛生経費
4	直接工事費は労務費と材料費の合計でよいか。	直接工事費には、労務費と材料費のほか機械経費・燃料費・材料の賃貸費などの直接経費もふくまれていると認識しています。
5	材料費、労務費はどの程度の範囲で記載するのか。	直接工事費のうち、材料費・労務費・機械経費が個別に積み上げられている工種(積上げ方式)を対象として算定・記載してください。
6	材料費、労務費等を全て計上できない場合はどうしたら良いか。	・材料費・労務費・建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生費について、次の①②の場合は、以下のとおり記載してください。 ①すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。 ②一部のみ計上できない場合、計上可能な部分のみ記載し、「一部のみ計上」等その旨がわかるように記載してください。 上記に取り扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合により算出が困難な場合に限りです。
7	材料費と労務費等を分けられない項目がある場合はどうしたら良いか。	当面の間、労務費については、積上げ可能方式で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式等(その他の物価本掲載の価格を含む)により積算した労務費は計上しなくても良いとします。
8	法定福利費は、具体的にどのような経費のことか。	現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子供、子育て搬出金含む)の法定の事業主負担額のことです。
9	安全衛生経費は、具体的にどのような経費のことか。	労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費のことです。関連項目は多岐に渡っており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっています。このため、詳細な内訳の作成が困難と考えられることから、入札書又は見積書の内数として記載することになります。詳細は、国土交通省ウェブサイトの労務費ダンピングを防止するための「公共発注者向けガイドライン」P14を参照してください。
10	工事内訳書に記載が必要になった5項目(材料費、労務費、法定福利費の事業主負担、建退共制度の掛金、安全衛生費)が空欄の場合は入札失格になるのか。	令和8年6月1日以降入札手続きを開始した工事は、入札失格となります。
11	参考見積で、材料・労務一絡のものもあるか、その場合の計上方法はどのようにしたらよいか。	概算で記載とします。
12	見込み額で記載してよいか。	入札時点の見込み額で記載とします。
13	記入した労務費等の金額次第で入札が失格になることがあるか。	現時点では、失格とはなりません。労務費等の明示に関する取扱いについて変更がある場合はお知らせします。